## 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

1 川崎市社会教育委員の根拠

社会教育法(昭和24年法律第207号)

川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号)

川崎市社会教育委員会議規則(昭和52年川崎市教育委員会規則第1号)

## 2 委員の構成

(1) 専門部会(教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館、日本民家園)

定 数 10人以内(川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表)

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(2) 専門部会(有馬・野川生涯学習支援施設)

定数 8人以内(川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表)

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 専門部会(青少年教育施設)

定 数 15人以内(川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表)

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有す る市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

## 3 委員の職務

- (1) 社会教育委員(社会教育法第17条)
  - ・社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - ・定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意 見を述べること。
  - ・前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- (2) 専門部会(川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表) 各施設の各種事業の企画実施又は事業運営について、調査審議を行う又は意見 を述べること。

## 川崎市社会教育委員会議専門部会委員 (麻生市民館専門部会) の委嘱等について

選出区分	新 委 員	現委員(委嘱又は任命時の役職)
	委嘱・任命期間 令和元年 5月29日から	委嘱・任命期間 平成30年 5月1日から
	令和 2年 4月30日まで	令和2年 4月30日まで(概ね2年間)
1号委員 (市内に設置された 学校の長)	氏 名	氏 名     永野 直樹
	現職等	現職等
		川崎市立王禅寺中央中学校長
2号委員 (市内の社会教育関 係団体等から推薦さ れた者)	氏 名	氏 名 橋本 周
	現職等	現職等
		麻生区文化協会総務
	氏 名	氏 名 高橋 慶子
	現職等	現職等
		麻生区町会連合会副会長
	氏 名	氏 名 杉森 正男
	現職等	現職等
		麻生市民館サークル連絡会会長
	氏 名	氏 名 井上 俊夫
	現職等	現職等
		麻生区地域教育会議副議長
3号委員 (市内在住の社会教育に関する経験を有する市民)	氏 名	氏 名 三上 由加利
	現職等	現職等
		市民委員
4号委員 (学識経験者)	氏 名	氏 名 角田 季美枝
	現職等	現職等
		和光大学現代人間学部非常勤講師
5号委員 (市内の家庭教育の 向上に資する活動を 行う者)	氏 名 長谷見 香乃	氏 名 伊藤 悦子
	現職等	現職等
	麻生区PTA協議会副会長	麻生区PTA協議会副会長